

統計部会 第4回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第4回 統計部会 議事次第

日 時：平成 18 年 10 月 12 日（木） 10:30～12:00

場 所：永田町合同庁舎 1 階 共用第 1 会議室

1．開 会

2．議 事

（1）各省ヒアリング

・厚生労働省

・経済産業省

・国土交通省

（2）その他

3．閉 会

齊藤部会長 定刻となりましたので、第4回「統計部会」を始めさせていただきます。
今日は、廣松先生が御欠席でございます。

本日は、指定統計調査の民間開放につきまして、厚生労働省、経済産業省、国土交通省からヒアリングを行います。

まず、厚生労働省からお願いしたいと思います。大臣官房統計情報部の福島企画課長、よろしくお願い申し上げます。11時までで討議を終わりたいと思いますので、御説明を15分ぐらいでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

福島企画課長 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課長の福島と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私どもが所管しております指定統計調査につきまして、資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページ目に資料6までの提出資料の目次がありますが、それを1枚めくっていただきますと、私ども厚生労働省が所管しております指定統計調査の一覧表が出ております。

これを見ていただきますとわかりますように、私どもは7本の指定統計調査を所管しております。このうちの上から3番目の「薬事工業生産動態統計調査」につきましては、医政局が担当しております、それ以外の6本は私ども統計情報部で担当をさせていただいております。

統計の「周期」につきましては、毎月のものが「人口動態調査」を始めとしまして、4本でございます。

3年に1回実施しているものが「医療施設静態調査」と「患者調査」でございます。

「賃金構造基本統計調査」は毎年やっております。

「国民生活基礎調査」は毎年実施ですが、3年に1回は大規模調査、中間の2年は小規模な調査を実施しております。

「人口動態調査」「薬事工業生産動態統計調査」「医療施設調査」につきましては、全数調査で実施をしております、それ以外は抽出調査になっております。

「調査対象数」や「調査員数」は資料に記載しているとおりでございます。

「予算額」の中の括弧書きは、地方公共団体への委託費を抜き出したものでございまして、予算の大部分が地方公共団体への委託費となっております。

3ページの資料2「調査の流れ図」でございます。7本の指定統計調査の流れは、全部で10パターンございます。多くのものが地方公共団体に法定受託事務として実査を委託しているものでございます。

地方公共団体に実査を委託しているものにつきましては、「毎月勤労統計調査」の～
。これは統計主管課を経由しております。

～ につきましては、都道府県の医療保険でありますとか、社会福祉行政を主管して

いる課から、保健所、福祉事務所といったものを經由するものとなっております。

につきましては、都道府県の薬事行政主務課経由で実施しているものとなっております。

この中で特徴的なものは「医療施設調査（動態）」と「人口動態調査」であります。これは、医療法でございますとか戸籍法等に基づきまして、届け出が市区町村に来るといったことになっておりますので、その行政記録から地方公共団体が調査票を作成しているということで、調査対象まで矢印が伸びていない。こういったことで、業務統計に非常に近い性格を有しているものでございます。

の「薬事工業生産動態統計調査」の調査の一部は国直轄となっております。

の「賃金構造基本統計調査」につきましては、都道府県労働局、労働基準監督署を經由して調査をしております。

いろいろ経路があるわけですが、それは調査の内容と行政事務の関連といったものを考慮して、最も効率的で効果が上がる経路で調査を実施しているということでございます。

4ページの資料2は、「医療施設静態調査」などの都道府県が保健所を經由する調査の実査の流れを示しているものであります。

都道府県や保健所におきましては、医療法に基づきまして、許認可等において届出を受け付けるといったことを行っております。そうした情報を基に調査時点における最新情報での調査対象の捕捉が可能であるということになっておりますので、そういった行政を背景として調査票の配布、回収、督促、記入内容の審査といったものを行っております。こうしたことから高い回収率の維持でありますとか、統計の正確性といったことが担保されていると考えているところでございます。

5ページの資料3には、「厚生統計委託費職員」についてまとめております。

厚生労働省が地方公共団体に委託している保健統計調査と社会福祉統計調査に関する事務を、専任で処理する職員の人件費を委託費ということで要している額と人数を示しております。

保健統計につきましては、都道府県に数名、社会福祉統計につきましては、都道府県に1名となっております、合計で291名。約15億円の委託費を都道府県に支払っているといったことでございます。

この経費は指定統計調査だけではなく、承認統計調査でありますとか、届出統計調査を含めた社会福祉、保健の統計調査全般を処理するためのものでございます。

資料4は、指定統計調査の業務に関わる本省の課長補佐以下の人員と、どこの課が担当しているかを示しているものでございます。

7ページの資料5は、各指定統計調査の業務内容ごとに、どこが実施をしているかという実施機関を示しております。おおむね「実査準備」でありますとか「実査」に関しましては、国と地方公共団体がそれぞれ役割を分担して連携しながら、「受付審査」から「集

計」に関しましては、国が民間機関を活用しながら業務を実施しているところでございます。

既に「調査票の受付審査」でありますとか「データ入力」といったものは、多くの調査で民間に委託を行っております。「チェック・修正」につきましては、今後さらなる民間委託を進めていきたいと考えているところでございます。

8ページの資料6は「厚生労働省所管の指定統計調査の民間開放に関する取組状況等について」でございます。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、指定統計調査の市場化テスト・民間開放につきましては、総務省が平成18年度に試験調査を実施し、その調査の実施に関わる業務を民間委託することに関しましては、どのような弊害が生じ得るのか、どのような防止措置を講じればよいのかということについて検討して、結論を得ることとされております。私ども関係府省は、その他の指定統計調査につきましては、その試験調査の結果を活用しながら市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進するということとされているところでございます。

競争の導入に関する公共サービスの改革に関する法律に基づく公共サービス改革基本方針の策定に関する意見において、お手元の資料のとおり、民間企業から指定統計に関する事務につきまして、官民競争入札を実施してもらいたいという要望が提出されているところでございます。

私どもの指定統計調査の業務につきましては、統計の正確性でありますとか、信頼性、迅速性といったものの確保。報告者の秘密の保護、業務の効率性等の観点から、各指定統計調査の特性を踏まえて、法定受託事務として地方公共団体に業務の一部を委託するとともに、データ入力、内容検査等の業務を既に民間に委託しているところであり、これからも更に積極的に民間に委託をしていきたいと考えているところでございます。

指定統計調査の民間開放とか「市場化テスト」につきましては、今、総務省において試験調査が実施をされていると聞いており、研究会を設けて検討されていると聞いておりますので、その結果等を活用しながら今後、検討していきたいと考えているところでございます。

私どもの方からの説明は以上でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。

それでは、先生方から御意見、御質問をお願いします。どなたからでもどうぞ。

佐々木専門委員 3ページに「調査の流れ図」ということで、調査ごとのことを記入していただいているんですけども、その中で下の「参考」で「オンライン提出可能」また「FD等による提出可能」ということで、調査員調査ですけども、その方法も種々検討されているということだと思っております。そうしましたら、このオンライン提出可能な部分での今のオンラインの割合ですね。その辺のところを高めていくということも、1つは今の業務を見直した上でということにもつながると思っておりますけれども、その辺の割合と

オンライン調査を推進していくということでの、特に事業所の方でしたらその辺のところも積極的に推進しやすいと思うんですけども、省としてどのような方策をされているのか、もしございましたらお聞かせいただけますでしょうか。

藤田統計企画調整室長 オンライン化率は各調査によって違うのですが、例えば人口動態調査では、現在約40%、薬事工業生産動態調査で約50%、毎月勤労統計調査の規模の大きい第一種の事業所で25%程度、こうしたところが代表的なところでございます。オンライン化率自体はこの程度でありますので、まだ完全に高いとは言えないのですが、各種様々な会議を行っており、その会議ごとにオンライン化の協力についてお願いしているところであります。また、その他様々な調査の伝達会議等も行っており、そうしたところで文書等も出しているというところでございます。

斉藤部会長 どうぞ。

椿専門委員 1つ確認なんですけれども、資料5の中で民間開放されている業務ということで、いわゆる調査関係書類の印刷・発送などがかなり大きく民間の方に行っていることに関しては理解できたんですけども、少し特徴的なことで教えていただきたいのは、いわゆる審査です。「チェック・修正」の部分に関して「毎月勤労統計調査」の「特別調査」のところに民間開放が行われている。

あと「国民生活基礎調査」の「中間年」に関して、一部審査に関して民間が活用されているということなんですけれども、これをもう少し具体的にどういうことをやっていたか、どういうところに委託しているかということに関して御説明いただけませんかでしょうか。

藤田統計企画調整室長 お答えいたします。

国民生活基礎調査は世帯調査でございますが、これは従来はデータの入力だけを民間委託してきたものを、今回からチェックまで入れたものでございます。これは世帯票に限りまして、現在のところは徐々に進めていこうという考え方でございます。プログラムをかませまして、まず世帯票のところからデータチェックまでさせるということでございます。

椿専門委員 民間にお願いしているのは、世帯票のチェックに関して自動的な審査というか、プログラムによる審査ということですか。

藤田統計企画調整室長 プログラミングも行っております。

椿専門委員 もちろん、人による審査もやっているということですか。

藤田統計企画調整室長 行っております。

椿専門委員 あと、先ほどの勤労調査に関しては「特別調査」のところは全面的に民間になっているようなんですね。

藤田統計企画調整室長 この部分は、全面的に「チェック・修正」を民間の方をお願いしております。

椿専門委員 これは、かなり民間機関ということに関しては、その種の経験とか力量というものがあると御判断になっているわけですか。この民間開放はいつぐらいに実施され

て、そのときにどのような形でそういうことが対応可能になったのでしょうか。

藤田統計企画調整室長 今年からでございます。

椿専門委員 そうですか。

斉藤部会長 どうぞ。

小幡部会長代理 今の既に民間委託なさっているという部分ですが、法定受託事務の分もございませうか。

福島企画課長 民間に委託している法定受託事務ですか。

小幡部会長代理 つまり、作業の一部をもう既に民間委託なさっているという御説明で、要するにどこが民間委託しているかをお伺いしたいのです。

福島企画課長 基本的には、地方公共団体でやっていただくことになっておりますが、その中で、例えば集計の一部を地方公共団体が民間企業に出しているというところがあるかもしれないと思っております。

小幡部会長代理 今、把握していらっしゃる民間委託しているというのは、法定受託事務の分ではないという理解でよろしいのですね。

福島企画課長 はい、違います。国の部分です。

小幡部会長代理 今、総務省の分について法定受託事務についても民間委託を自治体の判断でという方向になりそうなのですが、今、法定受託事務で地方がやっていらっしゃるものについて、例えば地方から民間開放したいと要望が出てきた場合に、そちらの省としてはどういう対応をなさるのですか。何か用意があるのでしょうか。

福島企画課長 基本的には、今、総務省さんの方で検討されており、今後、試験的に行うことを聞いておりますので、その結果を見たいと考えております。

ただ、私どもの統計は、医療法などといった行政と非常に密着をして調査を実施していることから、高い回収率が維持できているのではないかと考えておりますので、もちろん、試験結果を見て検討を進めるということでございますが、そのあたりが総務省さんとは違った面があるかもしれないと思っておりますのでございます。

小幡部会長代理 もう一点よろしいでしょうか。

今、法定受託事務のことでお伺いしたのですが、それ以外のデータについても、先ほどの椿先生の質問に対してもうなさっている部分もあるということでございました。国が自分でなさっているものについては、民間開放を積極的に進めることについては、法定受託事務ではないので、割と容易なのではないかと思いますが、これをもう少し広げていくことについての制約と申しますか、公共サービス改革法に基づく民間開放という方向への制約というのは、どういう辺りがあるのか。あるいはそのような制約がなくてどんどん進められるということであれば、そういう御返答でもよろしいのですが。

福島企画課長 実は、私はこの8月まで群馬の労働局長をやっておりまして、賃金構造基本統計調査の実査の部分を担当しておりました。そういう経験がありますので、それを民間に出すといったことになった場合にどういう問題が考えられるかということを説明さ

せていただきたいと思います。

資料2「調査の流れ図」にありますように、労働基準行政といいますのは、厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署といったような経路で実施をされております。

私は1年4か月でしたけれども、労働局長の在任期間中は300人以上の企業はすべて訪問をしました。商工会議所の幹部をしている企業も訪問をしております。

そこで何をやったかというところ、労働行政に対する協力を要請して回っているわけですが、いますけれども、その中には当然、賃金構造基本統計調査の調査に対する協力も入っているわけがございます。

企業規模が小さいところは、労働基準部長が回っておりますし、地元の事業主の集まりといったものには監督署長ができるだけ出て、労働行政に対する協力をお願いしております。

監督署では、労働基準監督官というのが計画を立てて、労働者の安全とか衛生について問題がないとか、残業代はきちんと払われているかといったようなことをチェックして各企業を回っているわけがございます。

そのほかに、内部告発で監督署に駆け込んで来られる方もありますし、最近、投書等が多いのですが、そういったものに基づいて情報監督といいますけれども、企業を担当官が見て回るといようなことも行っております。

そういう行政の流れの中、この賃金構造基本統計調査というのは行われているということでございます。

群馬の場合は、賃金構造基本統計調査の調査票は、大体1,500が対象になりますけれども、そのうち500程度は何もしなくても統計調査員が問題なく集められる部分でございます。1,000調査票については、監督署の職員が提出することを督促している状態になっております。

その中で、職員の方が来てくれれば賃金台帳を見せていいよという企業、事業主の方もおられます。本当にそれがいいのか悪いのかわかりませんが、そういうところには職員が行って賃金台帳を見せてもらって、それから職員が調査票に書き写すということも行っているわけがございます。

そういうことを行って、やっと9割程度の回収率が現在維持できているということでございます。

私自身何を申したいかというところ、労働局と労働基準監督署、調査対象というのは、統計調査だけではなくて、日ごろからおつき合いがあって、それでようやく高い回収率が維持できているのではないかということでもあります。もしこれを何の関係もない民間企業に委託をするということになりますと、おそらく回収率はかなり低下をするのではなかろうかということをお心配しているということでございます。

そのほかに、この調査は全国で行っておりますので、こういう大規模の調査を行っている民間企業があるのだろうかという、受け皿の問題も心配でございます。

ただ、業務を効率的にやらなければいけないというのは当然のことでございますので、民間委託でありますとか、民間開放につきまして、どの程度できるのかといったことは今後、慎重に積極的に検討していきたいと思っております。

以上です。

小幡部会長代理 実際に労基署が御自身で回られれば回収率がいいというのはわかりますけれども、監督権限があるところの報告聴取のような感じが雰囲気的にいたしまして、普通の統計というのとやや違うような感じもいたします。

効率性とそこら辺りが、なかなか難しいと思いますが、やはり統計というのは必ずしも監督権限があるところが、それを背景にしたところで報告聴取するというのとは少々違う意味合いをもっているのではないかと思います。

藤田統計企画調整室長 そういった要素だけではなく、円滑に調査を実施しているということもあるだろうということかと思われま。

もう一点、それほど制約の条件はないと思われまますが、指定統計調査になりますと、かなり規模が大きくなりますので、やはり受け皿の問題が一番大きいと考えま。そこは一番の議論の中心になろうかと思えま。

斉藤部会長 引頭さん、どうですか。

引頭専門委員 幾つかあるんですけども、質問だけ先にしてしまいま。

今、出していらっしゃる資料2のところ、先ほど佐々木専門委員がオンライン化のことについて御質問されました。拝見していると、オンライン提出可能なもの、あるいはフロッピーディスク等外部記憶媒体により可能なものというのが書いてあるんですけども、可能でないもので、の毎勤の特別調査との国民生活基礎調査と今、御説明のありました賃金構造とあるんですけども、これについては、今後そういう電子化提出はどう考えられているのか。あるいはこの3つだけを積み残してしまった理由は何かというのがまず1点です。

資料5「指定統計調査の業務内容と実施機関」ということで、先ほど椿専門委員の方から、毎勤の特別調査の「チェック・修正」が民間に開放されているということで御質問があつて、今年からやられたということなんですけれども、やったことによって問題なり、何かがあつたのかなかつたのか、スムーズだったのかということが2つ目です。

3つ目は、同じ表で「賃金構造基本統計調査」で「セ」と書いてあるセンターの分が2つあるわけなんです。逆に賃金統計しかセンターはないんですけども、横の行で見ると民間に委託しているところもあるわけなんです。なぜその中でセンターを選ばれたのか。おまけにこの統計しかないんで、その3点をお願いします。

以上です。

藤田統計企画調整室長 まず、オンライン化の点からお答えいたしま。

基本的に統計調査はオンラインの手法を用いた収集をするという方向で進めていくべきという考え方を持っておりますが、例えば世帯調査になりますと、対象が世帯になります

ので、そこまでの環境が完全にできていないだろうということが考えられますが、現在、総務省が中心となってオンラインに係る共同利用型のシステムを検討しているところであり、20年から稼働するという話を聞いております。各府省はこれを利用することとなっておりますので、それに順次乗っていく形になっていくのだろうと考えますし、それを1つのきっかけとして進めていきたいという気持ちは持っております。

今年度から始めた集計の部分でございますけれども、導入は決めているのですが、その作業自体をまだ始めておりません。したがって、申し訳ありませんが、その結果は今申し上げられない状況であります。

賃金構造基本統計調査で統計センターに委託をしているということについて、これは私どもで調べたのですが、実は昭和40年くらいから行ってございまして、どうもこの経緯がはっきりとよくわかりません。当時、総務省統計局に全面的に集計関連の業務を委託して実施し、それが現在まで継続している。不確かでございますが、そういうことでございます。

斉藤部会長 時間がまいりましたので、一応、厚生労働省のヒアリングは本日はここで終わらせていただきたいと思います。

お話を伺っておりまして、幾つか問題が出ていましたけれども、実体論として、やはり総務省ベースのいわゆる統計調査と、少し行政が絡んだようなものと2種類ミックスしていると思うんです。先ほど御指摘のありました賃金構造の問題ですとか、多分薬事ですとか、その辺はかなり行政的なものが絡んだ上での統計になっているのか、それはそれで現実を知る必要があると思います。

一方、逆に言うと人口動態ですとか、国民生活基礎調査とかいうかなり純粋な統計的なところもあるんじゃないかということも思います。どういう条件になったら民間開放がこういう部分はできる、こういう部分はできないということももう少し詳しくフォローアップさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。本日は、どうも大変ありがたうございました。

先生方で今日、質問ができなかったということでありました場合は、事務局の方へフォローアップの質問を出してください。

(厚生労働省関係者退室)

(経済産業省関係者入室)

斉藤部会長 それでは、よろしくお願ひいたします。

次は、経済産業省からヒアリングをお願ひしたいと思ひます。経済産業省の経済産業政策局調査統計部の小川参事官から説明をお願ひいたします。

大変申し訳ございませんけれども、15分ぐらいで御説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

小川参事官 それでは、9ページ目から資料がスタートしておりますけれども、お手元の資料に基づきまして、実情を申し上げたいと思ひます。

11 ページ目をお開きください。

経済産業の指定統計は、そこにありますように「工業統計調査」から「経済産業省企業活動基本統計」まで 10 ございます。現在、休眠中のものもありますので、それは除外しておりますけれども、実際、今、生きているものについては、10 ということでございます。

「周期」については、毎年、5 年、毎月がございます。

「調査の流れ」でございますけれども、複雑なんです、下に「調査の流れ図」というのを書いております。 、 、 が都道府県経由、 、 が経済産業局でして、私どもは地方に局がありますので、そこを経由しております。 が本省からの直接の調査でございます。

調査員調査を使いますが、 、 、 でございます。

例えば生産動態統計は、 ~ ということで、各統計ごとにいろいろと分かれております。これは企業の規模あるいは業種によって違います。例えば鉄鋼あるいは武器については、生産動態統計ですと本省から直接やります。資本集約度の高いものについては、本省からとっているケースが多い。あるいは地場産業のようなものについては、都道府県からとっているものが多くございます。

「法定受託事務」の関係は、そこに を書いておりますけれども、5 つございます。工業統計調査、生産動態統計、商業統計、商業動態統計調査、特定サービス産業実態統計でございまして、センサスに近い大きな 3 つの構造統計と、2 つの動態統計については、法定受託事務になっております。

「調査対象数」「調査員数」は、そこに書いていますとおりでございます。

そして、本省分の定員がどうなっているかを書いてございます。このうち、調査統計部でとっているものが、このうち 7 つございまして、そのほかは資源エネルギー庁の統計でございます。

「総予算（当初）」のうちの「本省分経費」「地方局分経費」を分けたものは、そこに書いていますとおりでございます。

法定受託事務として委託されているものについては、先ほども説明いたしましたように 5 つございますけれども、やはり住民との距離が近いことを利用しまして、調査員調査を行うことによって、統計の質を担保しようということでございまして、11 年以降は法定受託事務として整理されています。

これが資料 2 の説明でございます。

資料 3 ですけれども、これは他省さんからもお話がありましたし、ダブっておりますので、さらっと説明させていただきます。

「工業統計調査」につきましては、都道府県、市町村を経由しておりますので、調査対象のところに調査員が訪問して回収し、集計しながら、本省で最終チェックを行う体制になっております。

「商業動態統計調査」につきましては、市町村を経由すると、即応性に問題があります

ので、都道府県経由になっておりまして、実査の部分についても、どちらかという和本省でやる。毎月やらないといけないので、実査についての負担が重い形になっております。

資料4ですけれども、これは各業務ごとに民間委託がどの程度行われているかについてのマトリックスでございます。

この中で、上から6つ目の「石油製品需給動態統計」につきましては、包括的な民間委託になっております。一部内部処理や審査のところ若干残っておりますけれども、基本的には既に包括的な民間委託になってきております。

そのほかにつきましては、基本的にデータの入力及び調査票の管理です。これは倉庫業者に対する委託ですので、包括的なものにはなっておりませんが、民の効率的なところについては、できるだけ取り入れてやってきたということでございます。

これが資料4までの説明でございます。

資料1、10ページに戻っていただきたいと思っております。

ここは今回の宿題みたいなものですが、民間開放について、経済産業省として、どう取り組むんだという仰せだと思っておりますので、それについて、簡単にまとめさせていただいております。

「1. 指定統計調査の民間開放に関する取組状況」ですが、先ほど説明いたしましたけれども、基本的には平成11年4月の閣議決定に基づきまして、データの入力あるいはシステムの関係については、民間委託を既に行ってきております。そのほか、先ほど説明いたしましたように、1つについては、包括的民間委託になっているところでございます。

「2. 今後の統計業務の民間開放に対する考え方」でございますけれども、今年3月の閣議決定に基づきまして、私どもについても、統計の正確性・信頼性の確保、そして秘密保持といったところを担保しながら、総務省が実施している2つの指定統計の試験調査の結果を活用し、市場化テスト・民間開放に向けて取組みを速やかに推進していきたいと考えております。

「3. 指定統計調査の民間開放を進めるにあたっての問題点」です。これはとりあえず後戻りできないと思っておりますので、問題点と書いておりますけれども課題です。それについては、やはり官民の役割分担あるいはパートナーシップを組み合わせながら、トータルのコストを削減していくことが重要でございまして、その際、以下の点に留意する必要があると書いてございますけれども、3つございます。

1つは、民間開放したときに、コスト削減に本当につながるかどうかといったところです。この仕組みをどうつくっていくかが重要ではないかと思っております。特に大規模調査につきましては、地方の調査員を使っていくわけでございますけれども、現在、地方の調査員については、ボランティア精神が旺盛の方がございまして、非常に安いコストで、かつ高い品質の回収をしていただいている。これを民間にしたときに、どういう問題があるのかということについて、慎重に検討する必要があるのかと思っております。

(2)でございますけれども、やはり客体との関係で、信頼性とか安心といったもので

す。統計の質、正確性とか継続性をどう図っていくかといったところをごさいますて、それに匹敵するような民間をちゃんとつくっていかないといけないわけです。それについて、業務の詳細あるいは担保すべき質や民間事業者の能力、評価をどうしていくかといったところについては、これから十分な詰めが必要なのではないかと考えております。そして、投げ放しではなくて、実際に高い質のものがとれるかどうかといったところについて、きちっとしたモニタリングを行っていく必要があると考えております。

(3)ですけれども、民間開放を促進するための環境整備ということで、やはり大規模調査になりますと、今それができる事業者がなかなかいないのではないかと考えております。承認統計などで大規模調査もありますけれども、外部の民間、アウトソーシング先の選定に非常に苦労しておるのが実情でございます。これをどうやって確保するかといった点がございます。

そして、先ほどの繰り返しになりますけれども、地方公共団体との関係とか、調査員を活用するのかしないかといったところについての整理が必要なのではないかと考えております。こういったものを整理しながら、こういった課題を乗り越えて、民間開放に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

齊藤部会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

高橋専門委員 石油製品は、かなり民間機関に委託されているということですが、これは石油統計の特殊性なのか、あるいはもっといろんなところにも及ぼすことができるのか、その辺はどうなっているんですか。

小川参事官 石油につきましての実態を申し上げますと、石油関係の公益法人がございます。御承知のように、経済産業省の中でも、どちらかというところ、資源エネルギー絡みについては、非常に業界のグリップが強い分野でございます。したがって、400事業所ですけれども、回収率は100%でございます。非常に質の高い統計をとっていただいております。ほかの統計で、そこまでの制度のものをちゃんととれるかどうかは、検証をしてみないといけないのかなと考えております。

高橋専門委員 あと、もう一点ですけれども、今のところのデータ入力などで、民間機関を利用されています。統計票作成の方でもされているケースがあるんですが、これは随意でしょうか、公募されておられるんでしょうか。

小川参事官 いろいろな形態がございます。指定統計、承認統計といろいろありますけれども、一般競争入札もございます。しかし、割合は非常に低い。

その中で、随意ですが、随意でも価格だけのものと企画競争がございます。そのほかにはアイミツがございます。ですから、一般競争入札及び見積もり合わせ、指定統計の随意は単純だけです。

承認統計になりますと、少し企画競争みたいなものもございます。ただ、これは、平成

18年度まででございまして、経済産業省、ほかの省庁もそうだと思いますけれども、今回いろいろと御批判のあった随契につきましては、今年8月に私どもの担当の会計課のガイドラインが出まして、9月1日からのものについては随契を行っておりません。ですから、実質上、今年は終わってしまっているんですが、19年度以降については、基本的には、総合評価方式に基づく一般競争入札になると考えております。

ただし、私どもとしては、価格だけという業者は非常にまずいものですから、統計の質をちゃんと担保しながら、評価に生かせるような仕組みをつくってやっていきたいと思っております。

齊藤部会長 佐々木専門委員どうぞ。

佐々木専門委員 先ほど、大規模の調査について民間事業者が今いないというお話がございましたけれども、経済産業省としてのお立場で、産業の育成、民間事業者の育成という観点から、他省より先行的に取り組まれるお考えがないのかというのが1点です。

小川参事官 私どもはその業務を実際に所管しているわけでございますので、まさにそれはおっしゃるとおりなんですけれども、やはり国民との関係でいいますと、質の高い統計をとって、つくって、それを国民にお戻ししていく。

例えば商業統計については、それに基づいて、例えば中心市街地とまちづくりの政策にも生かしていますけれども、実際に民間事業者が立地点をやるときに、評価点などは立地点を選ぶときに使ったりするわけです。そういう意味で、非常に高い質のものが求められておりますので、高い質のものを生み出すような民間事業者を育てていくべきではないかと思っております。しかし、残念なところ、まだそういった事業者は数少なく、公正な競争ができるといった状況にはなっていないのが、私どもの現状認識でございます。

佐々木専門委員 先ほど総務省の方から計画が出されましたけれども、法定受託事務ということは、地方公共団体を經由した指定統計、今、市町村を經由する部分につきましては、市町村の方が実施主体になるという計画なんですけれども、経済産業省の場合、特に工業統計調査また周期調査の商業統計調査ということで、かなり市町村が行っている。市町村の統計を担当されている部署につきましては、大きな位置を占める調査だと思えます。

ということで、総務省の方がどうなるかわかりませんが、市町村の方から経済産業省の調査につきましても、民間委託で実施をしたいという声が上がってきた場合には、どのような形で取り組まれるのでしょうか。

小川参事官 基本的に、私どもの特に商業統計と工業統計は、総務省さんと一緒にセンサスという形に向かっていくわけですし、各省ばらばらにやると、やはり相手にとっても非常に混乱を来すと思いますので、ここは総務省さんとタッグを組んで、共同歩調を進めていくのがいいのかなと思います。各省ばらばらにいくと、かえって、地方自治体あるいは調査員が混乱するのではないかと考えておりますので、そこは今回の試験調査などを参考にしながら、慎重に検討していきたいと考えております。

佐々木専門委員 そうしますと、商業動態とか、都道府県の部分につきましては、同様な

意見などが出た場合は、今どのような形で対応されるんですか。

小川参事官 そこも同じでございます。

佐々木専門委員 センサスとは関係ない部分がございますが、そこはどうされるんですか。

小川参事官 センサスと関係ないところについても、市町村、都道府県です。いずれにしても、その先にぶら下がっているのは、やはり調査員でございますし、基本的には同じところで同じベースで考えるべきではないかと思えます。都道府県と市町村の考え方が違っていても混乱すると思えます。

斉藤部会長 どうですか。

椿専門委員 先ほどの民間に委託していく、特に調査員調査に関して、コストの点あるいは品質の点等で御指摘があったんですけれども、現行の調査員制度はかなりボランティアな精神で、コスト感覚とはまた別なインセンティブで動いている調査員制度かと思うんですけれども、これを将来にわたって維持できる見込みがあるのか。各自治体によって、その点の体温にばらつきがあるのかどうかという問題に関して、現状認識等を示していただければと思えます。

小川参事官 確かに統計調査員は非常に高齢化してきて、調査員という制度が将来にわたって維持できるかどうかは、よくわからないところはございます。

逆にオンラインの話が全然出てこなかったんですけれども、まだ構造統計には採用しておりません。例えば生産動態統計については、できるだけオンラインの調査の率を上げていきたいと思っております、ここでいいますと生産動態統計です。先ほどの11ページにもありますけれども、と書いてあるところについては、今まで郵送調査に頼っております。特に大規模事業者については、オンライン、郵送調査でしたけれども、これについては、できるだけオンラインに切り替えていきたいと思っております。客体の負担の経験やデータ入力などから、コストの低減という形にしていきたいと思っておりますので、私どもとしては、できるだけ調査員の負担を減らして、ITといいますかオンラインに持っていきたいと考えております。

ただし、まだ、構造統計については、小規模事業者で非常にリテラシーの低い事業者がおりまして、例えば商業動態については、なかなかオンライン率が上がらない。今、郵送調査の中でオンラインに切り替わったところが、大体4割あるんですけれども、商業動態については、まだ1割ぐらいしかないので、限界はあるんですけれども、徐々にそういう形で切り替えていきたいと考えております。

椿専門委員 もう一点、よろしいでしょうか。

経済産業省さんが抱えている承認統計等では、既にかかなり大規模に民間委託が行われているかと思えます。つまり、指定統計よりは、一般的には承認統計の方が一歩先んじていると考えているんですけれども、その中で、民間事業者等の力量に関しての検証は、どのぐらいされていますでしょうか。

小川参事官 今たしか 38 本の承認統計がございます。このうちの 21 本については、包括的民間委託になっております。逆にいいますと、指定統計の方が承認統計に比べると、はるかに高い質のものが求められるということございまして、はるかに多くのユーザーがいて、いかに切っても使えるようにしてくださいというところがございます。そこについては、やはり承認統計以上のハードルを設けないとまずいのではないかと考えております。

大規模のものについては、承認統計ではてこずっているといいますが、業者選定に非常に苦労してございます。そういう意味で、大規模調査あるいは質の高いところについて、本当にどこまでできるかといったところは、ちゃんと検証する必要があるかなと考えております。

斉藤部会長 どうですか。

引頭専門委員 1 点だけ質問なんですけれども、今の 38 本中 21 本の承認統計を民間委託しているんですね。

小川参事官 包括的にです。

引頭専門委員 失礼しました。包括的にしている。石油製品についても、包括的にしているということなんです。先ほど 10 ページ目でお出しになった今後の課題の中で「適正かつ確実な業務履行のためのモニタリング」というのが文書であったんですが、そういう意味では、経済産業省さんは、包括的な委託において、他省庁よりも先んじられているのかもしれないと思いつつ、何か特徴的なものがあれば教えていただきたいというのと、私は全然素人ですから、普通考えると、モニタリングするときには、すごいコストがかかるのではないかと思うわけです。その辺りの関係を少し教えていただければと思います。

小川参事官 承認統計については、基本的に丸投げが多いんですが、その中でもやはり質の高いものを求めるような承認統計については、実際に業者から出てきたものについて、納得が得られるようなものがないものですから、実際に私どもの職員が結構張り付いて指導しているケースもあります。それは今、業者が育っていく過程だと思しますので、これから、常時そういうことはないと思いますけれども、承認統計ですら、若干不安があるようなところもございます。そんな状況です。

先ほど申し上げませんでしたけれども、だんだん民間開放が進みますと、契約どおり履行していただけるかどうかといったところについての不安が出てくると思います。今は一部の業者さんですし、非常に信用度も高い業者ですので、まだいいんですが、これがだんだん広がってきて、実際に債務不履行が行われたときに、データが欠落してしまうものですから、国民に対する説明責任はちゃんと担保しながらやっていかないといけないと思います。

今ですら、例えば調査員が統計票を 1 枚どこかになくしたとなると、すぐに新聞発表して、1 枚なくしました、こういうふう処理しましたということをやります。そういうものをちゃんとやらないと、国民にとって渡したデータがちゃんと守られているとい

ったことが必要ですので、そういった担保をしっかりとやっていくことが望まれるのではないかと考えています。

引頭専門委員 今のことに追加で、承認統計のことはよくわかったんですが、指定統計である石油製品の場合には、エネ庁さんのグリッブが非常に強いので、言い方がいけないですけれども、調査客体の方々には正しい答えを多分お出しになると思います。それを集めてきた業者が、きちんとやっているかどうかというのは、また別の問題だと思います。エネ庁さんと企業との関係はそうかもしれないけれども、真ん中で活動する人たちの話は別だと思んですが、その人たちに対するモニタリングについては、今どういうふうになって、どう考えられていて、コストはどうなんですか。

小川参事官 それは今の石油の場合ですか。

引頭専門委員 指定統計の石油の場合だけで結構です。

小川参事官 担当原課ではないので、どこまでやっているかは即答できないような状況です。

引頭専門委員 そうですか。

経済産業省関係者 これは一般的に当省所管の公益法人がやっていますので、公益法人管理の中で、団体として、ちゃんと公益を保った作業ができているかを、質の面からも費用の面からも見ているというのが1つです。

そういう意味で、その団体の資格要件については、そこで担保してでございますし、業務についても、石油関係の公益法人という団体なので、そこにきている業務については、一般的に信頼が置けるような作業をしていると、ある程度言えるのではないかなと考えているところでございます。

引頭専門委員 例えばそれをどうやって確認されているんですか。公益法人だから、資格などがあります。それはわかるんです。ちゃんとやっているかどうかを、どうやって確認されているんですか。

経済産業省関係者 正確性の担保ということですね。

引頭専門委員 はい。

経済産業省関係者 そこは済みません。原課でございませぬので、個別の業務についてはわかりませぬけれども、一般的に、資格については、確保できるような状況にあるということを説明させていただきました。

引頭専門委員 わかりました。

熊埜御堂参事官 後ほど、それについて原課の方に御確認いただいて、資料で提出していただかせんか。よろしく願いいたします。

経済産業省関係者 わかりました。

小幡部会長代理 法定受託事務で、調査員にはボランティアのような形でやってもらっていて、本当にコストがどうなるのかは、確かに大事な御指摘だと思います。

総務省の方でも、今までどおりの調査員の確保を自治体に求めておいて、ずっとできる

かという、なかなか不安もありますし、今後、調査員調査のやり方もこのまま変わらずにいけるかというそもそも論もあると思います。

そうすると、総務省の部分の指定統計は、確かに法定受託事務の部分が変われば、同じ部署で受けているものについては、自治体としてかなり困ると思いますので、おっしゃるように、コストもあるとは思いますが、ある程度足並みをそろえることも考えざるを得ないのではないかなという感じがします。

小川参事官 そう思います。

ただ、大規模調査ですと、今、商業統計の予算要求中ですが、例えば 30 億円という 2 割増になっていったら、多分全然取り合ってくれないこともあります。やはりコストをちゃんと管理するといった中で、質を管理する。

ですから、私どもはコストと質がちゃんと担保できれば、別に調査方法にこだわりは持っていません。逆に今の総務省さんの試験調査を見ながら、最終的には総務省さんと一緒に共同歩調でやっていかないといけないと考えております。

小幡部会長代理 もちろん出来の質にはね返ってはまずいとは思いますが、調査方法の自由度を考えることも大事で、必ずこういうやり方でやらなければいけないと調査方法を厳しく出すと、それはコストだけ高くなってくる可能性があります。ですから、そこは出し方の工夫ではないかと思います。

小川参事官 ただ、業者によってコストなどがぶれないような仕組みをつくらないといけないので、業者さんの工夫は必要なんです、統計としての継続性がちゃんと担保できるような形で、どうつないでいくかといったところも、検討してやっていきたいなと考えております。

小幡部会長代理 もう一点、法定受託事務ではない方ですが、大規模だから大変だというふうなお話がありましたけれども、承認統計で本格的にやっていらっしゃる部分もありますし、例えば公共サービス改革法を使うと、守秘義務の観点なども含めて、いろいろ縛りがなくなってやりやすくなると思いますので、その部分も前向きに考えていただければと思います。

小川参事官 今の統計法は、これから法律改正が行われるわけですので、それによって担保できるものなどが出てくると思います。そこは、法律によってもちゃんと担保されています。法律によって担保されていることを、更に客体に対して伝わるような形をちゃんと整えたいなと思います。それが民間開放を行う上での前提になると思いますので、きちりやっていきたいと考えています。

斉藤部会長 ありがとうございます。

時間がまいりましたので、経産省のヒアリングを終わりたいと思います。

今日の議論を受けまして、さらなる意見交換をさせていただきたいと思います。御案内のとおり、一応 10 月 6 日に、総務省の方は、もう少し地方公共団体とのすり合わせがあると思いますけれども、やり方としては、あのようについていこうということになりました。

ので、先ほどお答えもありましたけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。
本日はどうもありがとうございました。

(経済産業省関係者退室)

(国土交通省関係者入室)

斉藤部会長 それでは、引き続きまして国土交通省からのヒアリングをお願ひしたいと思ひます。御説明は、総合政策局情報管理部の川上交通調査統計課長にお願ひいたします。
一応、全部入れて 12 時には終わろうと思ひておりますので、15 分ぐらいで御説明をお願ひいたします。

川上統計課長 それでは、説明させていただきます。

資料は、お手元の 16 ページ以降でございますが、あらかじめいただきました質問に沿ひまして答えていきたいと思ひます。

17 ページをごらんいただきたいのでございますが、私ども国土交通省が所管をしております指定統計は全部で 9 本でございます。基本的に 8 本までは情報管理部で、1 つは土地・水資源局の所管でございます。

最初でございますが、港湾調査。これは昭和 23 年から指定されておりますが、これは入港船舶や海上出入り貨物等を調査して、港湾の実態を明らかにする。それで、港湾の開発、利用及び管理に資するということを目的としておりまして、調査対象といたしましては甲種港湾 172 港、乙種港湾 642 港を対象としております。

調査の周期ですが、甲種については、基本的に大きな港湾につきましては毎月及び年に 1 回。乙種は、比較的小規模な港湾につきましては年に 1 回という形で行っておるものでございます。

調査の流れでございます。これは 19 ページの全体の流れ表を見ていただきたいと思ひます。

私どもの調査の流れは幾つかのパターンに分かれますけれども、この港湾調査に関しましては のパターンであります。すなわち 19 ページで言いますと、国土交通省から都道府県の担当課を経由いたしまして、統計調査員を使って調査対象にアクセスして調査をするというパターンでございます。

この際、この都道府県が関与するものに関しては統計主管課ではございまして、担当課ということで、例えば、この港湾調査に関しましては、港湾を担当している課、港湾課であるとか、そういうたぐいの課にお願ひをしているという状況でございます。

この調査の私どもの人員ですが、2 人がこの調査に当たっております。

また、調査員の数は 1,400 人を擁しております。

予算に関しては、前 2 省とは違ひまして、私ども、けた数が 1,000 円でございますので、そこは相当規模が小さくなってはおりますが、9,972 万 2,000 円ということでございます。そのうち、地方公共団体に委託しているものが 9,087 万 2,000 円ということでございます。

民間委託を実施している業務でございますが、国がやっていないという整理をしており

ますけれども、実査準備に関しては国がやっております。

実査そのもの、調査票の配付、回収、確認、整理というような業務につきましては、県が行っているということでございます。

審査でございますが、内検でありますとか、コーディング作業、入力作業等々のものについては、一部、県が行っているということでありまして、その審査とか入力部分についてやっております。

集計も一部、県が実施しているというような形で、国以外が実施しているということでございます。

次が、造船造機統計調査でございますが、調査事項につきましては船舶及び船用機関等の製造高を調査して、造船及び造機の実態を明らかにするというものでございまして、この結果が産業連関表でありますとか、鉱工業生産指数に反映されるものでございます。

調査の対象は、造船は約 1,000 工場。これは全数でございますが、それが対象となっております。造機は約 700 工場で、これは毎月でございます。

調査の流れは、19 ページでいくと のパターンでございまして、これは私ども、国土交通省の出先であるところの地方運輸局の担当する造船造機の担当する課を経由いたしまして、調査対象にアクセスするという形のものでございます。特に地方支分部局で統計専管の課というのはございませんので、これもそれぞれの担当業務に近い課に行わせているという状況でございます。

このための本省の定員については、0.5 人でございます。

予算額は、433 万 5,000 円でございます。

民間委託等、外部に発注しているものといたしましては、実査の部分の郵送であるとか、オンラインという形で省力化しております。

審査について、一部、入力作業を民間にお願いしているところでございます。

次は、建築着工統計調査でございますが、これは全国の建築物の建設の着工動態を明らかにするために、戸数、床面積、あるいは工事予定価格などを把握することにより、建築及び住宅に関する資料を得ることを目的として行っています。

この調査の対象は、47 都道府県でございまして、毎月行っております。

19 ページのパターンでいきますと、 という形になっていきます。つまり、建築物を建設する際に建築工事届を都道府県に出すことになっておりますが、その建築工事届を都道府県から収集し、集計して統計を作成する形でありますので、 というパターンでございます。

これに要する人員として、1.5 人。

それから、予算額としては、ほかの調査を含んでいる額でございますが、5,543 万 4,000 円。うち、都道府県に出している委託費が 3,272 万 5,000 円という形でございます。実査の部分では、都道府県が国土交通省に調査票を提出するのに、郵送、あるいはオンラインを使っております。

審査は、一部、入力作業を民間委託しております。

これにつきましては、統計センターに集計の作業をお願いしているというところがございます。

次が、鉄道車両等生産動態統計調査でございますが、これについては全 19 事業所、これはそれぞれ車両とか部品ごとに違いますが、それについて毎月行っておりまして、調査の流れといたしましては、地方運輸局経由と直接というものでございます。

基本的には、この調査を地方運輸局経由でしておりますが、索道機器の運行装置につきましては本省から直接、その事業者に調査をしているということでございまして、配置人員 1 人、74 万 7,000 円の予算で実施をしております。

この実査の部分で、郵送、オンラインで外部の業者を使っているということでございます。

次が、建設工事統計調査でございますが、これについては建設工事の受注高、完成工事高、建設業者の就業者数、それから、付加価値額を調査するというところで、建設工事、建設業の実態を明らかにするというのを目的として行っております。

建設工事統計調査につきましては毎年、建設工事受注動態統計調査については毎月行っておりまして、調査の流れといたしましては、基本的には のパターン、すなわち、国、都道府県経由で調査対象にアクセスするというところでございます。大手については、国土交通省から直接、調査対象に接触するという形で調査をしております。

配置人員は 2.5 人で、9,001 万 4,000 円ということで、都道府県に出しているのが 8,014 万 1,000 円ということですが、これについても他の調査とを含んだ額でございますので、全部が建設工事統計調査に使われているものではございません。

先ほどの説明のように、実査の部分で都道府県に委託しております。

審査の部分で、都道府県、それから、統計センターをお願いをしている部分がございます。

また、集計について統計センターをお願いをしているというところがございます。

次の 18 ページに行きまして、船員労働統計調査につきましては、調査の目的等は省略させていただきますが、調査対象としての船舶が調査の対象になりますので、それぞれ記してあるようなものでございます。

周期といたしまして、一般船舶について年 2 回、漁船・特殊船は年 1 回という形で、調査の流れとしては、同じように地方運輸局経由で調査をしています。

このための配置人員は 0.5 人で、予算額は 365 万 1,000 円でございます。

民間委託しているのは、右側にありますように、審査が一部。

それから、集計を統計センターをお願いをしている部分がございます。

次が、自動車輸送統計調査でございますが、年 3 回行う大調査については 3 万 2,000 両の車両を対象としているサンプル調査でございます。それから、それ以外の年 9 か月については小調査と称しまして、1 万両をサンプルとしてとらえた調査をしております。それ

から、営業乗合につきましては、2,700 事業所を対象にして毎月調査をしているものでございまして、流れとしましては地方運輸局、それから、統計調査員を使いまして、調査対象にアクセスをするという形で行っています。

これは、本省 7 人の職員を配置しております。

これについては、調査員をお願いしておりまして、1,083 人を使っております。

予算額は、2 億 9,936 万円でございます。

民間委託を実施しているものについては、右をごらんのようなものでございますが、審査、集計に一部、統計センターをお願いしております。

内航船舶輸送統計調査は、内航運送業者 200 業者がサンプルでございます。それから、自家用のものについては、これは全数でございますが、100 社について毎月調査をしているというもので、これについても地方運輸局経由で行っております。

配置人員が 1 人。

予算額は、809 万 9,000 円でございます。

最後が、法人土地基本調査でございますが、これは国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有面積、所有形態、取得時期、利用現況等を調査することによって、所有及び利用の状態を明らかにし、全国及び地域別の土地に関する基礎資料を得るということで、5 年周期で実施しているもので、前回の平成 15 年調査では約 49 万法人を調査対象といたしました。

調査の形態といたしましては、 と 書いてございますが、基本的には資本金 1 億円以上の企業については国が直接、 のパターンで調査対象に調査をしております。それ以外のものにつきましては都道府県経由で調査をしているという形でございます。

配置人員としては 0.5 人。

予算は 4 億 619 万 1,000 円で、そのうち、都道府県は 1,051 万 4,000 円出しておりますが、これはほかの調査も含んだ額でございますので、その一部ということになります。

これについては、民間委託を実査準備段階から実施しております。

実査で、一部、都道府県。

審査で、民間と都道府県。

集計で、統計センターをお願いをしているところでございます。

それから、20 ページの資料 2 をごらんいただきたいんですが、これは指定統計以外で承認統計でも何か入札方法をやっているものがあるかというお尋ねでございましたので、1 つ参考といたしまして、私どもでやっている承認統計であります。自動車燃料消費量調査の入札ということで、本年度から実施しているものについて紹介をしているものでございます。

基本的には、価格競争の競争入札で、調査票の印刷、それから、データの作成を依頼しようということをやっております。既に調査票の作成・印刷については 390 万円、これは半年分ではありますが、そういうことをお願いをしているところでございます。

22 ページの資料 3 でございますけれども「民間開放等についての検討状況」についての国土交通省の意見について述べさせていただきます。

まず「1. 指定統計調査の民間開放に関する取組状況」でございますが、これについては統計行政の新たな展開方向。現在、いろいろ統計の見直しの方針が出ております。それから、国の行政組織等の減量、効率化に関する基本的な計画、「骨太の方針」等々で決められているそういうものを踏まえまして、各統計業務の性格や規模を踏まえた統計事務の効率化の可能性、申告者の秘密保護等を検討しながら、実査、審査、集計等で可能な限り民間委託、あるいは統計センターへの委託を行っているという現在の取組状況でございます。

また、民間から寄せられました意見に対する私どもの考え方でございますが、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象である企業の秘密保護を前提としまして、現在行っております総務省の試験調査の結果、あるいは改定が予定されているガイドラインに基づきまして、今後、我々の調査につきまして「市場化テスト・民間開放」の手法を検討していきたいというふうに思っているところでございます。

また、指定統計調査を民間開放するに当たっての問題点ではありますが、統計の正確性・信頼性の確保、企業等の機密保護、それから「市場化テスト・民間開放」を行うレベル、これは国、地方公共団体、それぞれでございますし、また、その内容についてどういうことをやるのかということが明らかにされないと、これについてはなかなか実施できないのではないかとということの問題点として感じているということでございます。

以上でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。それでは、御自由に御意見・御質問を出してください。

どうぞ。

小幡部会長代理 調査の中で、法定受託事務として地方にやってもらったものはございますね。

川上統計課長 はい。

小幡部会長代理 そのときに、それぞれの部署に事務をお願いしているというようなお話でしたけれども、費用的にはどのようなことをお願いしているのでしょうか。

川上交通調査統計課長 例えば、港湾調査も法定受託事務として実施しておりますが、17 ページの表で見させていただきますと、地方公共団体の委託費として 9,087 万 2,000 円。これはそれをまた配分していますので、1 件当たりになるともっと小さくなりますが、そういうような形で面倒を見ている部分もございます。

あとは、その事務の中でやっていただくというものもあると思います。

小幡部会長代理 そうすると、それは物によって扱いが違う、つまり、法定受託事務というのは、一応、地方の事務になっているわけですが、何も委託費を払わないでやっているものもあるわけですか。

川上交通調査統計課長 基本的には、法定受託事務として都道府県に委託している調査について、それぞれ予算額の右側にあります委託費がそれに相当するものというふうに考えていただければと思います。

小幡部会長代理 この委託費の算定の仕方は、調査員に頼むものが中心なのですか。それとも、自治体の職員の人件費は入っていないのですか。

川上交通調査統計課長 調査費に関しては、これを使うものと使わないものがございます。法定受託事務の中の調査で調査員を使っているものは、一番上の港湾調査だけございまして、必ずしも調査員の人件費を見ているということではなくて、そのためにかかる印刷費とか運搬輸送費等々という形で積算しているものというふうに承知しております。

つまり、この港湾調査に関する調査員に任命しているのが都道府県の職員である場合が多くて、そういう意味で、調査員の手当としては特に積算はしていないということでございます。

小幡部会長代理 つまり、調査員自身は都道府県の職員の方がやっているということですね。

川上交通調査統計課長 そういう方が多いです。

小幡部会長代理 すると、人件費は都道府県持ちだからということで、印刷とかそういうものしか必要ないだろうということですね。

川上交通調査統計課長 そういうことでございます。

済みません、ちょっと補足させていただきます。

国土交通省関係者 調査員は、都道府県の職員が調査員もやっていますけれども、あと、民間に委託と申しますか、例えば港運協会の職員を調査員に任命してやったり、その調査員手当はこの中に含まれております。

あと、実際、1,000万隻の船が入ってきて、それを全部調査するわけなので、結局、そういう調査員の指導旅費とか、あるいは郵送料とか、そういったものが委託費のほとんどでございます。都道府県の職員の人件費は含まれておりません。

小幡部会長代理 そうすると、出向いて行ってやるというような形のものは法定受託事務では港湾調査だけですか。

法定受託事務の中で、調査員を使って実地でやるというものは港湾調査だけですか。

川上交通調査統計課長 そうです。調査員を使っている法定受託事務については港湾調査だけです。

小幡部会長代理 それ以外は、郵送とかそういう話ですか。

川上交通調査統計課長 そういうものが多いですが、法定受託事務以外、つまり地方公共団体をお願いしていないものでは、調査員を使っているのは、18ページにあります自動車輸送統計調査でございます。

小幡部会長代理 これは直轄という形ですか。

川上交通調査統計課長 そうです。地方運輸局経由でやっております。

小幡部会長代理　こういう法定受託事務以外のものというのは、国が決めれば包括的な民間開放というのは法定受託事務よりは比較的やりやすい。そういう分野だと思えますが、そういうものについて民間開放の障害というのは、最後の正確性・信頼性の確保というような話に尽きるわけですか。

川上交通調査統計課長　そうです。基本的には、所定のアウトプットが得られれば民間開放ということが可能かと思えますが、ただ、それはここに書いてありますように、統計の正確性・信頼性の確保、あるいは企業の秘密保持についてどうなるか。それから、現在行っております総務省の試験調査の結果などを踏まえて検討していきたいと思っております。

小幡部会長代理　済みません、もう一点だけお願いします。

統計センターに集計を頼んでいるというものが多いうでございしますが、これは、なぜ統計センターのみにしなければいけないのでしょうか。

川上交通調査統計課長　統計センターのみといいますか、これはそれぞれ調査でいろいろ経緯があると思えますが、古いものは相当前からやっているものであります。

これについては、統計センターが持っている固有の技術、あるいは知識とかそういうスキルの面があるんだと思えますが、片方で統計センターでの集計について、すべてを当省で負担していないメリットがあると思っております。

小幡部会長代理　運営費交付金で出ているから、個別にそちらの省としては、委託するときに負担がいらぬ。

川上交通調査統計課長　調査によっていろいろあるんですけども、基本的にはその部分は割合としては割愛させていただいている部分もございします。

小幡部会長代理　わかりました。

斉藤部会長　国の方で、こういう統計調査を極力民間開放しようということで、わざわざ公共サービス改革法という法律まで用意して、極力、民間開放しようという方針が決まっているということがまずあるわけです。

その中で、お言葉としては守秘義務の問題だとか正確性の問題とがいろいろあって、今のところ、まだ結論が出ていないというふうなお話なんですけども、もちろん、大事なことだとは思いますが、公共サービス改革法の方も、当然、その辺はわかった上で法律を用意しているわけです。それをやはり使っていないと、なかなか民間開放というのは進まないんだと思えます。

今の小幡先生のお話とも関連するんですけども、今の9本の中で、この部分はやはり民間開放はできるのではないかとか、例えば流れとして になっているところがありますね。法人統計のところとか、2つあったと思えます。例えば、この というのは、本省から直接調査なさっているということなんです。

川上交通調査統計課長　そうです。 は、全体の中で2つ出てまいりますが、1つ目は鉄道車両等生産動態統計調査でございしますけれども、これは74万7,000円の費用でござ

いまして、もちろん、実際に委託することは可能なんですけど、かえって効率が悪くなる面があるのではないかという気はしてございます。

説明が舌足らずだったかもしれませんが、例えばこの審査という過程の中のデータ入力とか、データの内検検査などについては、民間にお願いできるところは民間にしているということを既に漸次進めているところでございます。

何かありますか。

藤井土地情報課長 おっしゃるとおりでございます。法人土地基本調査のうち資本金1億円以上の法人に対する調査もまさになんですけど、これについて見ていただきますと、実査準備のところまで実は全部民間に委託をしております。調査関係資料の印刷から抽出の作業とか、そういうものまですべて民間に委託しております。

ですから、私どもも定員0.5人という形でやっておりますのは、こういう49万社の調査なんですけれども、我々の職員の中ではとてもできない処理でありますけれども、これは民間に委託して、最小限の企画業務だけを国の方で持っているというような状況でございます。

斉藤部会長 わかりました。

どうぞ、お願いします。

高橋専門委員 今の法人土地基本調査に非常に興味があって、49万法人を民間の方に委託してやっておられていて、それは委託されておられるというのは民間1社なんですか。

藤井土地情報課長 平成15年調査当時で委託しているのは民間3社ですが、これは49万社のうち、国が直接やっておりますのは、資本金1億円以上の企業で、全数調査にしております。1億円未満は抽出調査でして、その抽出作業とかは同じところでやっておりますが、実際、ここにありますような実査のところは、法定受託事務で都道府県の御協力をいただいているというふうな形になっております。

高橋専門委員 そして、民間にやった場合の回収率とかなんとかというのは、どうなんでしょう。やはり高いということですか。

藤井土地情報課長 80%程度の回収率をいただいております。

高橋専門委員 そうすると、例えば資本金1億円から更にもっと上のところも今後民間にやらすとかということというのは、余り意味ないんですか。

藤井土地情報課長 1億円以上のところは、既に全部民間にお願いしておりますので、それ以下のところを、それは私どもも努力をしていかなければいけないんだと思いますが、どうしても1億円未満の企業の現場の細かい学校とか、病院とか、あらゆる法人を調べますので、なかなかそういうデータがきちっと民間に受けていただけるところがないのが実情でございます。そういう作業も極力、例えば調査票を回収するのは都道府県で行っていただく形にしているのですが、調査票の発送自体は私どもの方で全部民間に委託してやっております。

どうしようもできない、最低のところだけを都道府県の方にやっていただいているとい

うふうな形でございます。

高橋専門委員 わかりました。

斉藤部会長 どうですか。御質問ございませんか。

どうぞ。

椿専門委員 先ほどの小幡先生の御質問に関しての確認なんですけれども、統計センターに発注をかける場合には、両者で受託の契約を結ぶときに出す額というのは、ある程度、国交省さんの方の予算枠の中である程度のものを払わずといたしますか、無料でやっているというわけではないんですね。

小幡部会長代理 一部は無料だと思います。

椿専門委員 完全に無料ですか。

川上交通調査統計課長 実は、調査によって違ってまして、昔からやっているものについては基本的に払っていないんですが、最近のものは委託料を支払って作業をお願いしている部分もあると聞いております。

椿専門委員 統計局時代から引き続いてものは無料になっていて、独法が進んだ後に関してはそれなりの受託費を支払っているというふうに考えてよろしいんですか。

川上交通調査統計課長 はい。

斉藤部会長 よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

斉藤部会長 それでは、大変ありがとうございました。これで国交省のヒアリングを終わりたいと思います。今日の議論を受けて、今後、またいろいろ意見交換させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

どうも御苦勞様でございました。ありがとうございました。

(国土交通省関係者退室)

斉藤部会長 それでは、本日の「統計部会」はこれで終了いたしまして、次回は11月1日の10時から開始する予定でございます。

議事は、今のところ農林水産省、文部科学省、財務省、国税庁からのヒアリングを行う予定でございます。そのほか、総務省統計局からの報告、それから統計センター業務の民間開放の検討についてのヒアリングも行う予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。